

パブリックコメントで寄せられた御意見について

令和6年10月24日
厚生労働省
健康・生活衛生局難病対策課

難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件（案）及び「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」の一部改正（案）について、令和6年9月13日（金）から同年10月12日（土）まで御意見を募集いたしましたが、御意見はございませんでした。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。